

# 妙安寺だより 415

## 彼岸とは

「彼岸」とは、春分の日（3月21日）・秋分の日（9月23日）を中日として前後3日ずつ、合計1週間の期間をいいます。仏教用語で、向こう岸、すなわち仏の世界のことをいいます。これに対して、こちら側、この世のことを「」といいます。

春分の日・秋分の日には、太陽は真東から出て真西に沈むので、仏教の中道の教えにかなう事から、日本独特のものとして、先祖の供養をしたり、お墓参りをするようになりました。

「暑さ寒さも彼岸まで」というように、季節の変わり目にあたり、昔から農耕の1つの区切りとして祭りが行なわれていました。

春分の日ごろは春の種まきを、秋分の日ごろは秋の刈り入れの時期にあたり、そのころ行なわれていた行事が仏教の思想と結びついて、お彼岸の行事として定着していった、という説があります。

## 3月の行事予定

3月24日(日) 午前11時 春季彼岸会お施餓鬼  
正午 お斎(昼食)

**\*平成31年「地涌の声」の功德主を募集しています。**

**\*お墓参りの際、お墓へのお供え物は、お持ち帰りください。鳥・不審者などにより、お墓が荒らされる原因になります。**

**\*17時半に閉門します。閉門後は番犬を放していますので、ご注意ください**

**閉門後も駐車場に駐車される場合は、一言お声かけください。不審車両と間違えます。**

**\*ヤブオクドームにて催事開催時には、周辺道路が混雑します。余裕をもってお参り下さい。**

## 合掌

ご尊家様、ご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、5月10日現在、貴家におかれましては、平成31年(令和元年)分の護持会会費が未納でございます。

12月送付分の寺報にてもお知らせいたしました通り、護持会規則に基づき、会費が納入されるまで、**寺報発送・盆彼岸回りを中止**させていただきます。

護持会規則の変更につきましては、昨年2月より護持会規則を同封させていただいていましたので、ご理解済みと思っております。

振込用紙を同封いたしますので、早期の納入をお願い致します。

なお、兄弟姉妹・本家分家・他の寺院に墓地がある等の事情があるかもしれませんが、平等を期すため、寺報が発送されてあるお宅、それぞれで納めていただきますよう、お願い申し上げます。

護持会の年会費は平成31(令和元)年より、9,000円です。

妙安寺境内地内に墓地のある方は、管理費・年3,000円も併せて納めください。

再拝

令和元年5月10日

妙安寺 住職 門田正圓  
妙安寺 護持会